

受講生募集 大学講座

平成30年度 観音寺市中央公民館 ☎23-3944

講座では、心触れ合う楽しい仲間づくりやさまざまな分野の学習ができます。
受付期間 随時 午前9時～午後5時 (月曜日と祝日を除く)
申し込み先 観音寺市中央公民館、大野原・豊浜・各地区公民館

第10回 かんおんじ市民大学

とき 午後1時30分～午後3時
ところ 共同福祉施設2階軽運動室
 ※6月13日のみハイスタッフホール小ホール
対象者 原則市内に在住している人、または勤務している人
定員 200人
会費 1,000円

月日	学習課題	講師
6月13日(水)	開講式:「自然災害と文化財～文化財レスキューの意義と課題を考える～」(公開講座)	国立民族学博物館 文化資源研究センター 准教授 日高真吾先生 観音寺市中央公民館長 久保田界三
7月4日(水)	陸産貝類紹介と分布調査の魅力(かたつむりは海を渡るのか) 機関誌「きずな」原稿締め切り9月21日(金)	日本貝類学会評議員 矢野重文先生
7月11日(水)	日帰り研修 (さぬき市方面)	
8月8日(水)	今日から実行!日頃の備えがあなたを救う～南海トラフ地震などに備え～	香川県危機管理課 防災指導監
9月5日(水)	時代を動かした古代の讃岐びと～刈田郡・三野郡編～	香川県立ミュージアム 主任専門学芸員 遊谷啓一先生
9月19日(水)	日帰り研修 (奈良方面)	
10月3日(水)	高齢者の転倒とその予防	理学療法士 安藤千枝子先生
11月7日(水)	歩け歩け大会(琴弾公園周辺)午前9時老人憩の家(有明町)集合 ※雨天決行	
12月5日(水)	江戸時代の絵図から読む観音寺地域の歴史	香川大学名誉教授 田中健二先生
1月9日(水)	フィルム研修	
1月23日(水)	作品展 午前9時～午後5時(25日のみ午後4時まで)	
1月24日(木)	芸能発表会	
2月20日(水)	学習発表会:修了式、機関誌「きずな」配布	

第13回 女性大学

とき 午前10時～午前11時30分
ところ 共同福祉施設2階軽運動室
 ※5月23日のみハイスタッフホール小ホール
対象者 原則市内に在住している女性、または勤務している女性
定員 100人
会費 1,000円

月日	学習課題	講師
5月23日(水)	開講式:市長講演「観音寺市政について」	観音寺市長 白川晴司
6月20日(水)	歌って笑ってストレスグッバイ!!	かんおんじ市民大学歌声クラブ 講師 石村元子先生
7月18日(水)	大野原八幡神社の絵馬について	香川県文化振興課 副主幹 松岡明子先生
8月22日(水)	フィルム研修	
9月12日(水)	かかりつけの薬剤師・薬局をもちましよう～薬と正しくつき合うには～	香川県薬剤師会
10月17日(水)	県外から見たふるさとかんおんじの文化	奈良県在住地方公務員 富田真二先生
11月14日(水)	日帰り研修「京都方面」	
12月12日(水)	僕が知らなかった観音寺～記者として見た古里～	元四國新聞社 編集局長 山下淳二先生
1月16日(水)	心と呼吸と身体を整えるリラックスヨーガ	香川ヨーガ道友会 講師 石川華世子先生
2月13日(水)	日本人はどこから来たのか～縄文人とアイヌのなぞ～:修了式	観音寺市文化財保護協会 会長 久保道生先生

※市民大学クラブ(俳句、盆栽、歌声、民謡)の参加者も募集しています。

観音寺市わくわくスポーツ教室

日時 毎月第4土曜日(8月・10月・12月は休み)午後2時～午後3時30分
場所 観音寺小学校(3月は一の宮公園)
対象 市内在住で、障がいのある人とその家族・介助者(年齢は問いません)
 ※保護者・介助者の同伴をお願いする場合があります。
内容 障がいに合わせてルールや道具を工夫したスポーツ

締め切り 5月16日(水)定員に満たなかった場合は締め切り後も受け付けます。
指導者 かがわ総合リハビリテーション福祉センター体育指導員、観音寺市スポーツ推進委員、障がい者スポーツ指導員
持ち物 上靴、飲み物、タオル、雑巾(車いすや装具の裏を拭いてから入館してください)など
申し込み 下記に配置している申込用紙に記入し提出(かがわ総合リハビリテーション福祉センターのホームページからもダウンロードできます)

5/26	ポッチャ、カローリング	11/24	シッティングホッケー
6/23	卓球バレー、四面卓球バレー	1/26	レクリエーション
7/28	吹矢	2/23	テニス
9/22	卓球	3/23	グラウンドゴルフ

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み・問い合わせ先
 ○社会福祉課障がい者福祉係
 ☎23-3963 FAX 23-3993
 ○かがわ総合リハビリテーション福祉センター
 ☎087-867-7686
 FAX 087-867-0420

平成30年度から 国民健康保険 税額の算定方式が 変わります



平成30年度から県と市町が共同で国民健康保険を運営することに伴い、県が定める香川県国民健康保険運営方針において、「標準的な保険料率の算定方式は3方式(均等割、平等割、所得割)とする」ことが示されました。

このため本市では、県の運営方針の趣旨に基づき、国民健康保険税額の算定方式を現在の均等割、平等割、所得割、資産割の合計で算出する「4方式」から資産割を廃止し、「3方式」へ変更します。

また、この変更により、資産割廃止分を所得割に配分し、所得割の税率を見直しました。

算出基礎	平成29年度まで(4方式)			平成30年度から(3方式)			
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	
所得割	前年度の総所得金額-33万円	7.0%	2.0%	0.8%	8.7%	2.4%	1.0%
資産割	本年度の固定資産税(都市計画税を除く)	24%	5.0%	3.7%	廃止		
均等割	被保険者一人当たり	27,000円	7,200円	6,200円	27,000円	7,200円	6,200円
平等割	一世帯当たり	28,000円	4,500円	4,000円	28,000円	4,500円	4,000円

○介護分は年齢が40歳以上、65歳未満の人が対象です。
 ○均等割、平等割については、税額の変更はありません。

このため、所得に変更が無い場合でも税額が増減することがありますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

問い合わせ先
 税務課市民税係
 ☎23-3922

平成30年度の 後期高齢者医療 保険料が変わります

軽減特例措置の見直し
 後期高齢者医療制度は平成20年度に始まりました。世帯の所得に応じた保険料の軽減措置に加えて、制度開始に伴う激変緩和のため、軽減特例措置を実施してきましたが、本年度も引き続き、この特例を一部見直します。

世代間・世代内の負担の公平化を図り、制度の持続性を高めるために、被保険者の皆さんの負担能力に応じた負担を求めます。ご理解いただけますようお願いいたします。

①低所得者の軽減【改正】
 総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額が58万円以下の人は、所得割額が2割軽減されていましたが、本年度から軽減措置が廃止されます。

②元被扶養者の軽減【改正】
 後期高齢者医療被保険者

後期高齢者医療保険料の算出方法
 所得割額 + 均等割額 = 年間保険料額

平成30年度の特例措置の見直し

変更前	変更後
①低所得者 所得割額は2割軽減	軽減なし
均等割額は9割、8.5割軽減	9割、8.5割軽減は据え置き 5割軽減、2割軽減基準の緩和
②元被扶養者 均等割額は7割軽減	均等割額は5割軽減

の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額の軽減割合が7割から5割に変更になります。

ただし、世帯の所得によっては、8・5割軽減または9割軽減の対象となる場合もあります。

これまで同様、所得割額の負担はありません。

年間保険料額の変更について
 前年度の仮徴収額と本徴収額に大幅な差がある人を対象に、6月、8月の天引き額の変更を行う場合があります。該当する人には、5月上旬に「仮徴収額変更通知書」を送付します。

年間保険料額の通知について
 個人ごとの年間保険料額は、7月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

問い合わせ先
 税務課市民税係
 ☎23-3922
 香川県後期高齢者医療広域連合事務局
 ☎087-811-1866

こいのぼりは ふるさと学芸館です



色鮮やかなこいのぼりが、澄み切った五月晴れの空を元気よく泳いでいるのを目にするようになりました。

1番 やねよりのかい こいのぼり
おおいまごいは おとうさん
ちいさいひごいは こどもたち
おもしろそうに およいでる

誰もが耳にしたり、歌ったりしたことがある童謡「こいのぼり」は、1番の歌詞を近藤宮子さんが作詞し、発表されています。この歌詞の中では、泳いでいるのは真鯉のお父さんと緋鯉の子どもたちだけです。しかし、実際の「こいのぼり」は、この歌詞とは違って、お母さんも一緒に泳いでいます。

こいのぼりの風習は、江戸時代に始まったといわれています。男児の成長ぶりを空に泳ぐ鯉に見立て、「男の子が生まれたら、その子の立身出世を願い真鯉を一匹揚げた」もので、家族を表すものではなかったようです。その表れに、歌川広重の「名所江戸百景 水道橋駿河台」のこいのぼりや当館に展示している五月人形のこいのぼりは、真鯉が一匹です。当時の真鯉が意味するものは、お父さんではなく「子ども」だったのです。

明治時代になると初めて、真鯉と緋鯉がセットで揚げられるようになりましたが、あくまでも、こいのぼりは男の子の成長を祝ったものでした。昭和になってからは、家族を表すものとして、お父さんは真鯉、お母さんは緋鯉、子どもたちは小鯉といったこいのぼりも見られるようになりました。

そして、「こいのぼり」の歌ができた昭和6年から51年後に、お母さんが登場する2番の歌詞(作詞者不明)が、教科書「しょうがくせいのおんがく1」(音楽之友社/昭和57年発行)に載せられたそうです。

2番 やねよりのかい こいのぼり
おおいひごいは おかあさん
ちいさいまごいは こどもたち
おもしろそうに およいでる

滝を登って龍になる鯉の伝説になぞらえて、子どもの成長と立身出世の願いを込めた「こいのぼり」。伝統的なお祝い行事には、それぞれ大切な意味が込められています。時にはのんびりと、空を泳ぐこいのぼりを家族で眺めてみてはいかがでしょう。

当館では、写真資料による伝統行事の常設展示とともに、5月にはこいのぼりを泳がせます。ぜひご来館ください。こどもの日が、すてきな家族の時間になりますように。問い合わせ先 ふるさと学芸館 ☎080-2974-4531



学校給食 食育コーナー

食生活に欠かせない「みそ」

昔から日本の食生活に欠かせない「みそ」は、どのように造られているのでしょうか。

みその材料は、大豆、こうじ、塩です。これらを混ぜ合わせて寝かせると、こうじに含まれるこうじ菌の酵素が大豆を分解していきます。その分解物を栄養として、乳酸菌や酵母が増え、みそが発酵・熟成することでうま味や香り、甘みや酸味が作られていきます。

給食では豆腐を揚げ、甘辛く仕上げた肉みそをかけた「揚げ豆腐の肉みそかけ」は人気のメニューです。ぜひ家庭でも味わってみてください。



〈献立〉観音寺学校給食センター

- ★麦ごはん ★揚げ豆腐の肉みそかけ
- ★野菜の昆布あえ ★沢煮わん ★牛乳

揚げ豆腐の肉みそかけ 材料 (4人分)

焼き豆腐 100g×4切れ、片栗粉 適量、
鶏ひき肉50g、調味料(酒 小さじ2、
赤みそ 大さじ1強、三温糖 大さじ1、
みりん 小さじ1、水 大さじ3)
揚げ油 適量、しょうが(好みで)

作り方

- ①焼き豆腐はさっと洗い、キッチンペーパーなどで水気を切っておく。
- ②片栗粉を豆腐全体に付けておく。
- ③鍋に油を熱し、片栗粉を付けた豆腐を入れて揚げる。
- ④フライパンに油を熱し、鶏ひき肉を炒める。
- ⑤火が通ったら調味料を入れ、かき混ぜながらみそを溶かし、肉みそを作る。
- ⑥揚げ豆腐に肉みそをかけ完成。

おめでとう ございます

平成29年度 人権作品優秀賞



中部中学校3年
村田 有希子さん

人権

大野原小学校6年(平成29年度)
山下 晃叶さん

差別は、お互いの違いに
不公正な基準を設け、自分
の方が優れているかのよう
に偏見を持つことで起こり
ます。これは、差別をする
側に問題があり、される側
は一方的に「人権」を傷つ
けられています。しかし、
差別する側の心にも「私た
ちは、誰かを負かしたいわ
けではない、共に生きてい
きたい」という思いがある
はずで、

「人権」とは、一人ひとり
かけがえのない存在として
尊重される、誰もが生まれ
ながらにも持っている権利で
あり、一人ひとりの宝物だ
といえます。この社会には、
女性や子ども、高齢者、障
がい者、部落差別、外国人
性的マイノリティなどさま
ざまな人権問題があります。
4月になり、入学や就職
などで本市に転入し、新し
い生活を始めた人、また学
校や職場、地域などでいろ
いろな人と出会い、新しく
「人の輪」ができた人もいる
のではないのでしょうか。そ
の中自分とは違う生き方
をしてきた人に出会い、今

までの誤った思い込みや偏
見に気付かされることがあ
るかもしれません。その時
相手の思いに気付き、お互
いの違いを尊重する気持ち
を持つことで、新しい出会
いが、その後の生き方をよ
り素晴らしいものにしてく
れるのではないのでしょうか。



正しい認識で明るい社会を
新しく「人の輪」ができる中で

シリーズ 自治基本条例⑦ 自治基本条例講演会を開催しました

企画課 ☎23-13917

これまで広報かんおんじ
の中で、自治基本条例の必
要性や背景、制定による「ま
ち」の変化などについて説
明してきました。3月18日
には、私たちが生活する観
音寺市の在り方を市民みん
なで一緒に考え、自治基本
条例についての理解を深め
るため、「自治基本条例講演
会」を開催し、60人を超える
市民の皆さんにご来場いた
だきました。

講師に、香川大学法学部
教授の鹿子嶋仁先生をお招
きし、「自治基本条例を考え
る」というテーマでご講演
いただきました。その要旨
をご紹介します。

全国にある市のうち、自
治基本条例を制定している
割合は29.8%と決して多
くなく、必ず制定しなけれ
ばいけないものではありません。自治基本条例の制定
を考えている市は、まちの
特性や実状を踏まえ、本当
に必要なかというところから、
市民と一緒に議論す

必要があります。
また、地方分権改革によ
る権限移譲が進み、地方の
自立が促されている中、住
民が市政に参画する「住民
自治」の仕組みをつくるこ
とが必要です。
自治基本条例が制定され
ても、まちは劇的に変化す
るものではありません。条
例を作る過程も大事ですが、
条例に基づくまちづくりを
推進することが、もっと重
要です。

自治基本条例は、他の条
例とは違い、市民の皆さん
と一緒に作り上げるもので
す。本年度も、市民の皆さ
んと一緒に考えるための講
演会などを開催する予定で
す。ぜひご参加ください。

